

伊佐市新庁舎建設基本構想の策定について

～新庁舎建設に向けた検討が本格的にスタートします～

◇「伊佐市新庁舎建設基本構想」の概要

I 新庁舎建設の基本的な考え方

1 はじめに

新庁舎建設について

平成20年11月1日に旧大口市と旧菱刈町が合併し、伊佐市が誕生しました。合併前に伊佐地区合併協議会にて策定した「合併市町村基本計画（新市まちづくり計画）」では、庁舎整備の基本的な考え方について、合併時は新庁舎を建設せず総合支所方式とすることとし、また新市において新庁舎の建設若しくは改修の是非を検討すると定めています。

合併後10年を経過し、現庁舎の状況や庁舎が果たす機能・サービスを考慮すると、新庁舎建設について検討しなければならない時期にあると判断しました。

その理由としては次の3つの要因が挙げられます。

- ① 施設の老朽化
- ② 防災拠点としての安全性
- ③ 行政サービスの機能性と効率性

2 現庁舎の状況

現在は総合支所方式により、庁舎をはじめ複数の施設に行政機能が分散しています。

3 現庁舎の課題

- (1) 老朽化と維持管理
- (2) 安全性と災害対応
- (3) 来庁者の利便性
- (4) 執務空間の効率性
- (5) 建設財源の確保
- (6) 機能集約の必要性（庁舎の統廃合）

4 基本方針

新庁舎建設にあたり庁舎が果たす役割として、次のとおり5つの基本方針を設定します。基本方針の設定にあたっては、現庁舎が抱える課題の解決に加えて、本庁方式として行政機能を新庁舎に集約することを前提としています。

- (1) 誰もが立ち寄りやすい市民に開かれた庁舎
- (2) 利用者へのサービス向上と効率的な行政経営を実現する庁舎
- (3) 防災・災害対策拠点としての機能を発揮できる庁舎
- (4) 環境負荷の少ない経済性の高い庁舎
- (5) まちづくりとして有機的な働きをもたらす庁舎

Ⅱ 新庁舎の規模・計画地

1 新庁舎の規模

新庁舎の延床面積を概ね8,000㎡と想定します。

なお、詳細については、基本設計等により再度精査することとなります。

2 候補地の選定

新庁舎の位置については、将来的なまちづくりの視点に立って、市民利便性や機能性の高い複合的な役割を担う施設とするため、次の(1)から(5)までの点に留意して候補地を選定することとしました。そのうえで、伊佐市新庁舎建設検討委員会からの答申に基づき、市有地の中から大口ふれあいセンター周辺（中央公園）、旧大口市中央公民館跡地、重留多目的広場（花公園）、現大口庁舎敷地の4か所を候補地として選定しました。

- (1) 防災拠点としての機能が発揮できること
- (2) 交通利便性がよいこと
- (3) 他の施設や組織等との有機的な活用が期待できること
- (4) 地域への波及効果が期待できること
- (5) コスト面で将来負担が低いこと

3 計画地の選定

それぞれの候補地について比較、評価した結果と伊佐市新庁舎建設検討委員会における候補地選定の優先順位及び評価を踏まえて検討した結果、大口ふれあいセンター周辺（中央公園側）を計画地（建設予定地）として選定しました。

なお、本計画地における庁舎建設にあたっては、新庁舎を大口ふれあいセンターと複合利用することなどにより、なるべく必要面積や事業費が抑制できるよう検討していきます。

また、計画地に含まれる中央公園は、現有地も含め、計画地周辺に確保するよう検討していきます。

さらに、庁舎建設と併せて、検討委員会からの答申にある付帯意見に沿うべく、菱刈地区における行政サービスの著しい低下を招かないよう、菱刈庁舎などの既存施設の活用も検討していきます。

Ⅲ 新庁舎の機能

1 新庁舎に導入する機能とその考え方

- (1) 公共施設として求められる基本的な機能
 - ① 市民利用機能
 - ② 環境共生・省エネルギー機能
- (2) 行政機能
 - ① 市民窓口機能
 - ② 執務機能
 - ③ 情報管理機能
 - ④ 防災・災害対策拠点機能（災害対策本部）
- (3) 議会機能
 - ① 議会・執務機能
 - ② 多目的機能

2 新庁舎の構造の検討

具体的な構造は今後の設計段階で、設計条件や要求性能に応じた検討を行い決定していくこととなります。

IV 実現化方策の検討

1 概算事業費及び財源等

(1) 概算事業費

近年における近隣自治体の庁舎建設事例では1㎡当たりの本体工事費の平均単価は、消費税率の引上げを考慮すると、406千円となります。

そのため、庁舎建設の議論を進めていくために、あくまでも現時点での想定として事業費を試算すると、庁舎本体の建築費を32.5億円、その他経費（用地関連費、外構関係・基礎関係・備品類・移転等に係る経費）を含め、総事業費を40億円前後と見込みます。

新庁舎建設によるメリットと費用面を十分に比較し、精査したうえで、なるべく費用を抑える工夫をします。

(2) 財源等

新庁舎の建設については、可能な範囲で合併推進債の活用を予定しています。

一般的に庁舎建設の場合は、国や県などの資金的な支援はなく、基金（積立）や起債（借金）により自治体が独自の財源（一般財源）により対応しなければいけません。市町村合併の特例となる合併推進債の活用は、庁舎建設も対象となり、本市の場合で平成35年（2023年）度が最長期間であり、対象事業費の90%の範囲で資金を借り入れることができるうえ、後年度にその元利償還金の40%を地方交付税により国が財源措置することとなります。

ただし、対象事業費のうち起債充当のない10%分の事業費や、交付税措置されない元利償還金、起債対象外となる経費など多くの一般財源が必要となるため、将来的な費用負担の低減につながる財源の確保について、その手法を検討します。

また、本市では、庁舎建設のために毎年積み立ててきた特定公有財産取得基金を平成33年（2021年）度末までには約18億円とする予定です。

基本的には、合併推進債を活用し、起債対象外経費や元利償還金返済費用等に基金を充てるなど、有効な財源活用について検討します。

2 事業手法の選定

本事業については、公共による直接建設方式とすることとします。

設計者の選定方法は、合併推進債発行期限内（平成35年（2023年）度まで）に建設工事を完了する必要性を考慮し、短期間で選定が可能であり、かつ設計変更等も可能であるプロポーザル方式を採用することとします。

3 事業スケジュール

新庁舎建設スケジュールについては、合併推進債の活用を前提として平成35年（2023年）度までの工事完了を目指します。

※作業の進捗状況により変更となる場合があります。

【問合わせ先】伊佐市財政課財産管理活用係 〒895-2511 伊佐市大口里1888番地
電話：0995-23-1311（内線1146） Fax：0995-22-5344 E-mail：kanzai@city.isa.lg.jp